

## 給与支払報告書（総括表）について

平成 28 年 1 月よりマイナンバー制度が導入されたことにより、平成 29 年度（平成 28 年分）より様式が変更となっています。

給与支払者の法人番号又は個人番号の記入が必要となりますので下記の例のように記入をお願いします。

(記入例)

給与支払報告書（総括表）		給与支払者指定番号													
<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> <span style="font-size: 24px; font-weight: bold;">01</span> </div> <span style="font-size: 18px; font-weight: bold;">特別徴収</span> (給与天引きする人)	<span style="font-size: 18px; font-weight: bold;">123456789</span>														
(宛先) 大田市長	令和 年 月 日 提出														
給与支払者の法人番号 又は個人番号	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">1</td><td style="width: 20px;">2</td><td style="width: 20px;">3</td><td style="width: 20px;">4</td><td style="width: 20px;">5</td><td style="width: 20px;">6</td><td style="width: 20px;">7</td><td style="width: 20px;">8</td><td style="width: 20px;">9</td><td style="width: 20px;">0</td><td style="width: 20px;">1</td><td style="width: 20px;">2</td><td style="width: 20px;">3</td> </tr> </table>		1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3			
給与支払者の所在地	島根県大田市 <small>シマネオオダコロウキョウ オオダタロウ</small>														
フリガナ	<small>シマネオオダコロウキョウ オオダタロウ</small>														
給与支払者の名称又は 氏名	<div style="border: 2px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> <span style="font-weight: bold;">島根大田工業 大田太郎</span> </div>														
所得税の源泉徴収を している事業所の名 称	法人でない場合、団体名だけでなく、代表者の氏名の記入を お願いします。														
給与支払者が法人で ある場合の代表者の 氏名	法人でない場合、代表者の個人番号の記入をお願いします。														

# 総括表にマイナンバーの記載をお願いします

## 1 マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載場所について

個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を、所定の記載欄に記載してください。

## 2 本人確認資料の提示または添付について

個人番号を記載した総括表をご提出いただく際、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）をさせていただきます。



窓口へ直接提出される場合は、本人確認資料の原本を提示されるか、それぞれの写し（コピー）を添付してください。

郵送で提出される場合は、本人確認資料それぞれの写し（コピー）を添付してください。

なお、eLTAX（電子申告）による申告の場合、本人確認資料の添付は不要です。

また、法人番号を記載した総括表を提出される際も、本人確認資料の添付は不要です。

### （1）給与支払者本人が提出する場合

	番号確認資料	身元確認資料
窓口・郵送	 <p>個人番号カード（裏面） 通知カード 住民票（個人番号の記載あるもの）等</p>	 <p>個人番号カード（表面） 運転免許証 旅券（パスポート）等</p>

※本人が総括表を提出する場合、個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

### （2）代理人が提出する場合

	本人の番号確認資料	代理人の身元確認資料	代理権確認資料
窓口・郵送	<p>本人の個人番号カード（裏面） 本人の通知カード 本人の住民票 （個人番号の記載あるもの）等</p>	<p>代理人の個人番号カード（表面） 代理人の運転免許証 代理人の旅券（パスポート）等</p>	<p>税務代理権限証書 委任状 等</p>

## 3 その他

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の主旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力ください。

ただし、マイナンバーの記載がない場合でも総括表は有効なものとして受理いたします。

また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、総括表への個人番号の記載はなかったものとして受理いたしますので、ご了承ください。